

特記仕様書（１）

１．業務概要

（１）業務期間

契約日～令和９年３月31日

（２）対象事業

本業務対象事業および履行年度は、下表に示すとおりとする。国道479号放出共同溝事業においては、令和８年度から着手するものとしている。

また、整備済み路線については、別紙１事業管理のうち、会議体運営支援を対象に実施するものとする。

履行年度	事業	路線名	区間	整備延長
令和 7 年度 令和 8 年度	電線共同溝事業	南北線	元町 1 丁目	0.6km
		大阪中央環状線	茨田大宮 2 丁目～安田 2 丁目	1.0km
			加美南 2 丁目～長吉川辺 3 丁目	6.2km
		大阪和泉泉南線	大道 1 丁目～堀越町	0.3km
			王子町 2 丁目～播磨町 1 丁目	2.7km
			万代東 1 丁目～遠里小野 7 丁目	6.6km
		大阪高槻京都線	上新庄 2 丁目～菅原 3 丁目	4.0km
			東淡路 1 丁目～柴島 1 丁目	
			天神橋 8 丁目	1.0km
		国道176号	新高 3 丁目～北区中津 1 丁目	4.0km
			中津 7 丁目～中津 1 丁目	1.6km
		大阪池田線	加島 2 丁目～加島 1 丁目	1.6km
			竹島 1 丁目～御幣島 1 丁目	3.6km
	計33.2km			
整備済み路線				21路線
令和 8 年度	国道479号 放出共同溝事業	国道479号	放出東 3 丁目～鶴見 5 丁目（花博通）	2.3km

（３）業務目的

本業務は「大阪市無電柱化推進計画」において都市防災機能の向上の観点から重点路線に選定されている電線共同溝事業および「京阪神共同溝基本計画」で優先的に整備する区間として選定されている国道479号放出共同溝事業の円滑な事業推進を目的に各種マネジメントを行なうCM業務である。

（４）業務内容

本業務は以下の各種管理を実施するものとする。業務対象範囲および業務内容を別紙１に、業務

工程（案）を別紙２に示す。また、本業務の実施にあたっては、発注者とのパートナーシップのもと、一体となって業務を遂行するものとし、以下内容を分担・協力して実施するものとする。

- ①事業管理
- ②設計管理
- ③工事管理

なお、履行期間中に管理対象の変更や追加が発生した場合、業務内容の変更について監督職員と協議するものとする。

(5) 業務実施体制

本業務の実施にあたっては、以下に示す技術者を配置すること。

技術者	令和 7 年度		令和 8 年度	
事業名	電線共同溝	国道479号放出共同溝	電線共同溝	国道479号放出共同溝
管理技術者	1 名		1 名	
主任技術者	1 名		1 名	
担当技術者	2 名以上	－	1 名以上	1 名以上

- ・管理技術者、主任技術者及び担当技術者は、本業務内において、いずれも兼務することはできない。
- ・業務遂行において、種々の分野からなる専門技術課題に対応するため、バックオフィスを設置する。なお、これによる実施体制イメージを下図に示す。

① 管理技術者

契約の履行に際し、業務の全体管理および総括等を行う者で、受注者が定めた者（主任技術者、担当技術者を除く）をいう。

② 主任技術者

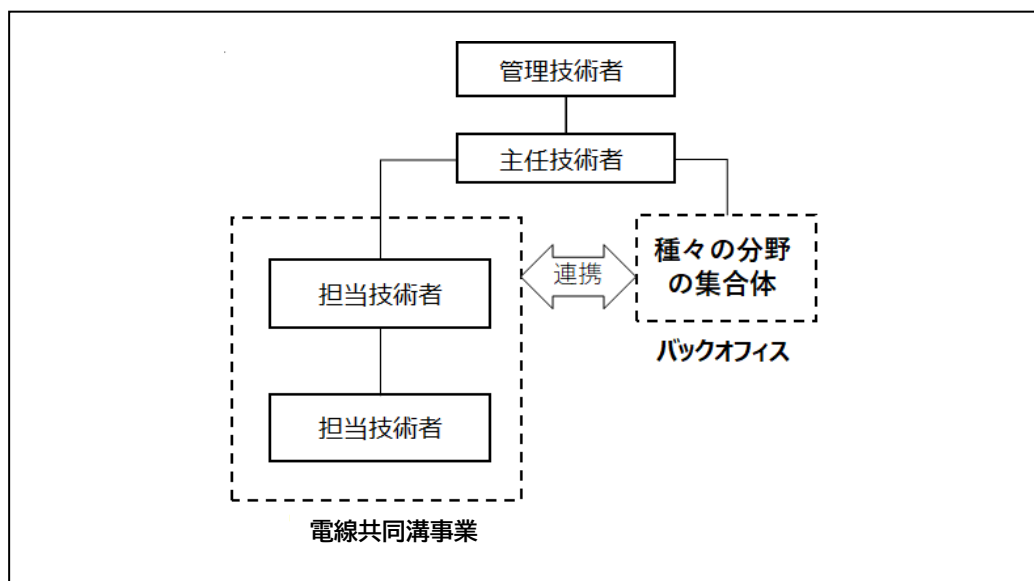
管理技術者のもとで複数の担当技術者を統括し業務の執行にあたり、主に技術上の管理をつかさどる者で、受注者が定めた者（管理技術者、担当技術者を除く）をいう。

③ 担当技術者

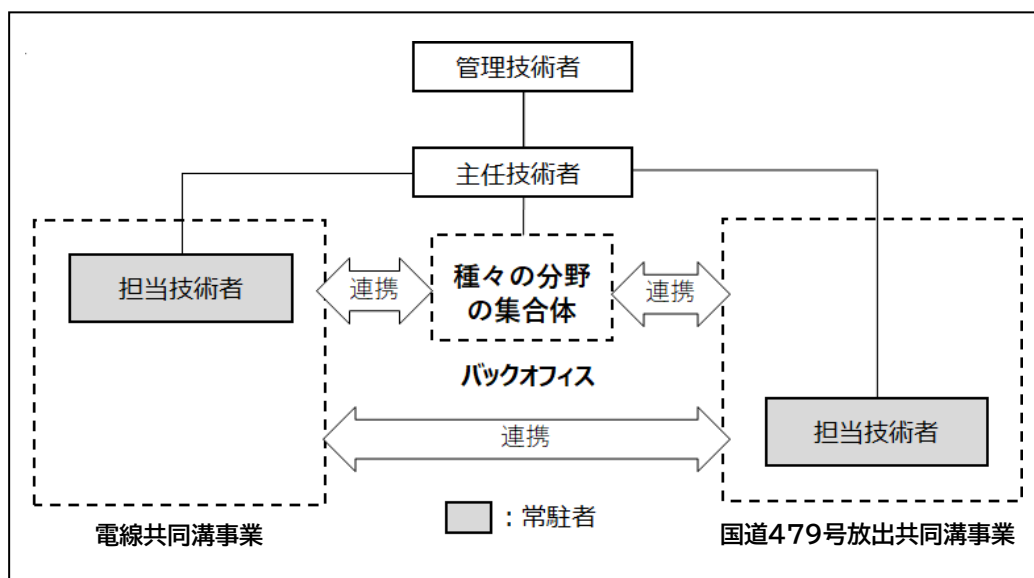
管理技術者および主任技術者のもとで対象事業において定型業務を担当する者で、受注者が定めた者（管理技術者、主任技術者を除く）をいう。

④ バックオフィス

管理技術者および主任技術者のもとで、種々な分野からなる専門的技術課題に対応する者で、受注者が定めた者（管理技術者、主任技術者、担当技術者を除く）をいう。



図－１ 令和７年度の実施体制のイメージ



図－２ 令和８年度の実施体制のイメージ

(6) 管理技術者の資格及び実績要件

本業務では管理技術者を配置することとし、資格については次のいずれかの条件（①～⑤）を満たし、平成27年度以降に、次に示す（ア）について、元請けの技術者として従事した実績を有していること。また受注者と直接雇用関係を有していること。

- ① 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「道路」、「施工計画、施工設備及び積算」、「トンネル」又は「土質及び基礎」のいずれか）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ② 技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門（選択科目：「建設－道路」、「建設－施工計画、施工設備及び積算」、「建設－トンネル」又は「建設－土質及び基礎」のいずれか）に合格

し、同法による登録を受けている者。

- ③ 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記1・2と同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。
 - ④ RCCM（登録部門：「道路」、「施工計画、施工設備及び積算」、「トンネル」又は「土質及び基礎」のいずれか）の資格を有し、登録を受けている者。
 - ⑤ 土木学会認定技術者試験（特別上級、上級、1級のいずれか）に合格し、認定を受けている者。
- ア. 官公庁等発注のPM（プロジェクトマネジメント）業務又は、CM（コンストラクションマネジメント）業務の実績。

(7) 主任技術者の資格及び実績要件

本業務では主任技術者を配置することとし、資格については次のいずれかの条件（①～⑥）を満たし、平成27年度以降に、次に示す（ア）について、元請けの技術者として従事した実績を有していること。また受注者と直接雇用関係を有していること。

- ① 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「道路」、「施工計画、施工設備及び積算」、「トンネル」又は「土質及び基礎」のいずれか）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
 - ② 技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門（選択科目：「建設－道路」、「建設－施工計画、施工設備及び積算」、「建設－トンネル」又は「建設－土質及び基礎」のいずれか）に合格し、同法による登録を受けている者。
 - ③ 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記1・2と同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。
 - ④ RCCM（登録部門：「道路」、「施工計画、施工設備及び積算」、「トンネル」又は「土質及び基礎」のいずれか）の資格を有し、登録を受けている者。
 - ⑤ 土木学会認定技術者試験（特別上級、上級、1級のいずれか）に合格し、認定を受けている者。
 - ⑥ 一級土木施工管理技検定に合格し、登録を受けている者。
- ア. 官公庁等発注のPM（プロジェクトマネジメント）業務又は、CM（コンストラクションマネジメント）業務の実績。

(8) 担当技術者の資格及び実績要件

本業務では担当技術者を2名配置することとしているが、担当技術者の人数は、少なくとも2名以上配置することを想定しているものであり、3名以上の担当技術者の配置を妨げるものではない。

なお、担当技術者の資格要件は雇用関係〔受注者と直接雇用関係を有している者（派遣契約を含む）〕のみを問うものとする。

(9) 常駐・専任の要件

配置技術者の常駐・専任の有無及び期間については以下のとおりとする。

なお、現時点で想定する要件であり、事業進捗に伴い要件の見直しが考えられる。そのため、監督職員と本業務の体制に関して適宜協議するものとする。

【常駐】

技術者	令和 7 年度		令和 8 年度	
事業名	電線共同溝	国道479号放出共同溝	電線共同溝	国道479号放出共同溝
管理技術者	無		無	
主任技術者	無		無	
担当技術者	無	－	有	有

【専任】

技術者	令和 7 年度		令和 8 年度	
事業名	電線共同溝	国道479号放出共同溝	電線共同溝	国道479号放出共同溝
管理技術者	無		無	
主任技術者	無		無	
担当技術者	無	－	有	有

(10) その他

- ・本業務の契約日から令和 8 年 3 月末までは非常駐の体制とする。
- ・令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月末までの期間を常駐の体制とする。その場合、発注者の事務所とは別途、受注者は住之江区に事務所（常駐場所）を確保すること。なお、事務所（常駐場所）の変更については監督職員と協議するものとする。
- ・常駐期間においては、現場状況の確認を行うために車両1台を確保すること。
- ・現場常駐に必要となる事務所賃料、事務用品（机、椅子、本棚等）、車両等の費用については、「事務用品費」に計上すること。
- ・事務所（常駐場所）で必要となるパソコン（各種ソフトウェア含む）、プリンター等は「業務用事務室損料及び備品費等」に計上すること。
- ・経費については、「設計業務等標準積算基準書 第 3 編 第 1 章」の考えを準用する。

特記仕様書（２）

1. 適用

本業務は、大阪市建設局作成による「業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）＜令和 5 年 9 月 1 日以降発注分より適用＞」に基づくほか、各特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

なお、詳細については「大阪市建設局ホームページ＞産業・ビジネス＞入札契約情報＞各局等入札契約情報＞建設局＞入札・契約のお知らせ＞業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）＜令和 5 年 9 月 1 日以降発注分より適用＞」を参照すること。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html>

2. 単価適用年月について

設計業務委託等技術者単価および公共工事設計労務単価については、国土交通省より令和 7 年 2 月 14 日付で示された「令和 7 年度 設計業務委託等技術者単価」を適用している。

3. 監督職員

①発注者は、本業務における監督職員を定め、受注者に通知する。

②監督職員は、契約図書に定めた範囲内において、設計数量等の把握をすると共に、承諾、協議を行う。

4. 成果品の納入

① 本業務の成果品は 2 部提出すること。なお、各業務の遂行に必要な資料の部数については、監督職員と協議すること。

- ・ 報告書電子データ一式（PDF 及び編集可能なファイル）DVD 等メディア 2 部
- ・ 報告書（A4 サイズ、パイプ式ファイル）2 部
- ・ 報告書概要版（A3 サイズ、数ページ）10 部

② 成果品は、業務委託共通仕様書を標準とし、詳細については監督職員と協議すること。

③ 監督職員の指示がある場合には PDF 形式ファイルデータを作成し提出すること。

④ なお、データの提出に際しては、ウィルス等の検査を行い、当局のシステムに障害を及ぼさないようにし、ウィルス検査の結果を監督職員に報告すること。

⑤ 成果品の作成イメージは別紙 3 を基本とすること。

5. その他

（ア）監督職員が特に指示する場合は、現地での立会を行うものとする。

（イ）本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。

本業務遂行に当たり、疑義が生じた場合は、都度、監督職員と協議し、その内容を確認したうえで、業務を遂行しなければならない。

特記仕様書（３）

本特記仕様書は電線共同溝事業・国道479号放出共同溝事業に関するCM業務委託に適用する。

また、業務委託共通仕様書 H28(I -1-1-1-12 業務計画書)に基づき、業務計画書を作成すること。業務対象範囲及び業務内容については、下記及び別紙１のとおりとする。

１．事業管理

1-1.計画・準備

業務着手にあたり、対象事業の事業計画等について監督職員からの説明を受けるとともに、これまでの設計・工事の契約図書や成果品、地元・関係機関との協議情報、工事や現地状況確認等の現地踏査を行い、事業計画や課題、不確定要素を把握する。

また、発注者の要求について、監督職員へヒアリングを行い、事業の目的を明確にする。

ヒアリングを通じて監督職員の要求を検討のうえで文書化し、事業開始時の監督職員の要求としてまとめ、監督職員に提出する。

1-2.課題の抽出・整理

計画・準備において把握した各種課題を抽出し、一覧表で整理のうえ監督職員へ報告する。その際、課題の影響度や重要度の評価を行い、優先順位等について提案するものとする。

事業の進捗に伴い、課題解決の状況を適宜更新し、監督職員と共有を図る。

1-3.事業リスクの検討

対象事業の特徴を踏まえ、監督職員や工事受注者等へのヒアリングを行い、工程遅延や事業費増大等に対する事業リスクを検討する。

事業の進捗に伴い、リスク対応方針の状況を適宜更新し、監督職員と共有を図る。

1-4.事業計画の改善・立案

既往の事業計画を踏まえ、前記までに把握した事業計画へ反映する事項や改善内容について検討する。その際、所要期間の根拠を整理し、設計・工事の発注手続きや、許認可協議のほか、国道479号放出共同溝の整備計画書策定を含めた事業全体工程を作成する。

また、事業の進捗に伴い、事業期間の短縮の必要性等について監督職員と打合せを行い、必要に応じて工程短縮案を立案し、事業工程計画の更新を行う。

1-5.事業進捗の管理

事業の進捗管理として、事業工程上の出来高と設計、工事の履行状況を把握し、事業進捗を管理する。その際、作成した事業全体工程表や抽出・整理した課題・リスクの検討内容を反映し、事業全体の進捗を可視化すること。これにより、効率的な事業進捗等に関する検討ができるよう、進捗に併せ適宜更新するものとする。

1-6.対応方針の立案

前項で整理した課題やリスクへの対応方針を検討・立案する。対応方針の検討では、必要に応じて監督

職員や関係機関との協議、設計者との協議を実施し、対応の期日や対応に要する概算金額等の根拠を整理する。

また、検討結果に基づき、必要に応じてコスト縮減案を立案するなど、監督職員との協議を踏まえ、適宜更新する。

1-7. 地下埋設物の非破壊調査

電線共同溝設置箇所における地下埋設物の非破壊調査（表 1）を試行的に実施する。本調査のあと、別途工事で行う試験掘削により精度検証を行うことを目的とする。

具体的な調査箇所は監督職員と協議のうえ定めるものとし、調査箇所に即した調査方法を検討のうえ、提案すること。

調査の実施においては、道路使用許可や交通安全対策等を含めた計画を監督職員へ提出し、安全に留意したうえで実施すること。

本調査による結果をとりまとめたうえで、別途委託業務で実施する設計方針を立案するものとする。

表 1 非破壊試験

路線名	調査対象	調査範囲	調査方法	調査の仕様
国道176号	車道部	3,500㎡	地下埋設物の 3次元調査	・ 探査深度：1.5m程度 ・ 探査精度：水平位置±10cm程度 ・ 探査径：50mm程度以上 ・ 探査方法：カート型
	歩道部	1,700㎡		

1-8.事業予算の管理

前項までの検討結果を踏まえ、監督職員から提供される予算等の情報に基づき、事業費の増減を把握し、全体事業費の管理を行う。また、事業執行額では財源区分について把握のうえ管理を行う。

1-9.会議体運営支援

事業の円滑な推進のために必要となる会議体の設定を検討する。

なお、これまで実施している会議体（表 2）においては、これまでの経緯を把握し、会議資料の作成や会議議事録の作成などの支援を行う。

表 2 既存の会議体

対象事業	会議名称	概要
電線共同溝	抜柱会議	電気・通信事業者との整備済み区間21路線の進捗把握や課題等調整を目的に実施（3カ月に1回程度）
	参画者会議	参画企業体との配管位置・配管延長等の設計条件確認を目的に発注工事単位毎に実施（設計・工事段階の2回程度）

1-10.地元・関係機関協議支援

本事業の実施にあたり、必要な関係機関との協議や地元への事業説明について、監督職員と協議へ同行し、必要な説明資料の作成や調整を行うものとする。また、実施後の報告を速やかに行うとともに、課

題や問題点の整理を行い、改善点の提案を行うものとする。

なお、対象事業別の関係先として以下を見込んでいる。

【電線共同溝事業】

関係先	協議項目	内容
参画企業体	交渉協議	電線管理者が地権者に行う地上機器位置の交渉協議に同行し設計へ反映するための条件等を取りまとめる

【国道479号放出共同溝事業】

関係先	協議項目	内容
地元自治会 沿道住民	工事説明	共同溝建設に係る説明会の開催支援、事業説明、説明資料の作成を行う
参画企業体	整備計画協議	共同溝の参画企業体から算出される推定投資額の妥当性を確認し、工法や設定条件の確認を行う 必要に応じて参画企業体へ改善点を提案する
交通管理者	道路使用協議	立坑築造時等の道路使用について、説明資料の作成を行う

1-11.事業間の調整

本業務対象の電線共同溝事業および国道479号放出共同溝事業に関して、事業間で図るべき統一事項として発注方式や設計・施工条件、関係機関協議などを整理する。そのうえで、事業進捗に応じた各種調整を図るものとする。

また、本業務内においても事業間の情報連絡・調整を図り、打合せ・協議を通じて監督職員へ関連事項の報告をすること。

1-12.契約管理

前項で検討した全体工程計画に基づき、対象範囲において優先度を踏まえた発注計画を検討し、発注に必要な関係図書の作成を支援する。ただし、積算は含まないこととする。

また、本業務において測量・調査・設計等業務の発注支援は見込んでいないが、事業を進める中で追加する場合は別途協議のうえで指示する。

1-12-1.工事の発注計画

本市より貸与する資料を基に、工事に係る発注ロットの検討や契約事務手続きを考慮した発注時期等を検討する。これに際し、事業の進捗状況等を踏まえ、工事工程、予算、その他留意事項等の与条件を発注工程計画へ反映する。また、これら工事の発注ロットや与条件の整理を含めて監督職員へ提案する。

1-12-2.工事の入札契約事務支援

国道479号放出共同溝整備事業で、令和9年度以降の工事着手に向けた土木工事の発注について、適正な工事履行を実施するために、入札契約方式の検討、契約関係図書の作成支援（特記仕様書等）、入札参加者への質問・回答のとりまとめ及び入札参加資格審査資料の作成等の入札契約事務を支援する。

2. 設計管理

本業務期間内で履行する既契約の測量・調査・設計等業務を対象に設計管理を行う。

2-1. 設計工程の管理

設計者からの履行報告や実施工程表に基づき業務工程を管理し、業務促進に関して助言を行う。

2-2. 設計履行の管理

測量・調査・設計等業務の期間中、その履行状況や設計内容について管理する。下記に発注予定の業務を記載する。

また、業務の実施段階において、受注者から提出される比較調査・検討または比較設計が実施された場合は、採用された比較案および選定された最適案が妥当なものか確認し、その結果を監督職員へ報告する。なお、確認に際して、本業務で構造計算や比較設計は行わないこととする。

【電線共同溝事業】

業務名	設計概要	備考
資料作成業務委託	非破壊調査に基づく修正設計	R9.2月完了（予定）
大阪高槻京都線電線共同溝 詳細設計業務委託	延長約600mの詳細設計	R8.3月完了（予定）

【国道479号放出共同溝事業】

業務名	設計概要	備考
国道479号放出共同溝 詳細設計業務委託	シールド詳細設計	R8.4月～R9.3月完了（予定）

3. 工事管理

電線共同溝事業で、本業務期間内で履行する既契約工事および本業務の発注計画に基づき発注・契約された各種工事を対象に工事管理を行う。

3-1. 工事工程や履行状況の把握・助言

工事工程や工事履行状況を確認し、工事の進捗状況について監督職員からの情報を把握し、必要に応じて助言を行う。

3-2. 設計変更支援

対象工事の設計変更支援として、工事受注者の行う設計変更協議および修正設計内容の妥当性を確認する。確認にあたっては、施工計画書や契約図書との関連性に配慮し、受注者に対する指示及び承認・受理等の確認の支援を行う。

対象工事は以下のとおりとするが、対象工事の変更や追加が発生した場合、業務内容の変更について協議するものとする。

なお、対象工事は全て夜間施工となるが、本業務についても夜間とするなど、業務時間を拘束するものではない。

事業名	工事名	工事件数	備考
電線共同溝	大阪和泉泉南線電線共同溝設置工事（既契約）	4件	R7年度完了（予定）
	大阪和泉泉南線電線共同溝設置工事（R7発注予定）	3件	R8年度完了（予定）
	国道176号電線共同溝設置工事（既契約）	1件	R7年度完了（予定）
	国道176号電線共同溝設置工事（R7発注予定）	1件	R8年度完了（予定）

4. 打合せ

業務着手時、成果品納入時においては、原則として管理技術者が立ち会うこととする。

なお、中間打合せは原則2回/月（計36回）としているが、中間打合せ回数については監督職員と協議の上、設計変更協議の対象とする。

5. 報告書の作成

前項までの検討結果、協議内容等を整理し、報告書を作成する。

受注者は、CM業務計画書にしたがって業務の記録を作成し、CM業務記録として中間打合せ時に監督職員に提出する。また、業務終了時には、CM業務報告書を作成し、監督職員に提出する。

6. その他

6-1. 発注者への報告および発注者からの指示

受注者は、マネジメント業務（以下、「業務」という。）を遂行するにあたり、業務の経過および検討結果や整理した資料について発注者へ報告を行い、意見交換を行った後、発注者より指示を受ける。

6-2. クレームへの助言

発注者、各事業関係者および第三者等との間で生じる一切の紛争の解決は、紛争当事者間で図るものとし、受注者はその紛争に一切関与しない。ただし、事業に関する紛争で発注者が当事者となっているもので、かつ発注者の依頼があるときに限り、事業に関する技術的説明の限度で、発注者に助言する。

6-3. その他

- ・ 成果品の提出については、監督職員と綿密に打合せや連絡調整を行うこと。
 - ・ 本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。
 - ・ 公的機関以外での立入がある場合は、事前に監督職員と綿密な打合せを行うこと。
 - ・ 関係機関との協議に作成した資料については、関係先との協議結果により、修正等が生じたときは、監督職員の指示に従い、業務遂行に努めるものとする。
 - ・ 本業務遂行にあたり、特記仕様書に定めなき事項や疑義が生じた場合には、その都度、監督職員と協議し、その内容を確認したうえで業務を遂行しなければならない。
- その結果、業務内容に変更が必要となった場合は設計変更協議の対象とする。

特記仕様書（４）

（条例の遵守）

第 1 条 受注者及び受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第

12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

特記仕様書（５）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所 定 様 式 は 大 阪 市 ホ ー ム ペ ー ジ か ら ダ ウ ン ロ ー ド で き ま す
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

業務対象範囲および業務内容

対象事業	電線共同溝						整備済み 路線	国道479号 放出共同溝
対象範囲 業務内容	南北線	大阪 中央 環状線	大阪 和泉 泉南線	大阪 高槻 京都線	国道 176号	大阪 池田線		国道479号
(1)事業管理								
1-1.計画・準備	○	○	○	○	○	○		○
1-2.課題の抽出・整理	○	○	○	○	○	○		○
1-3.事業リスクの検討	○	○	○	○	○	○		○
1-4.事業計画の改善・立案	○	○	○	○	○	○		○
1-5.事前進捗の管理			○		○			○
1-6.対応方針の立案			○		○			○
1-7.地下埋設物の非破壊調査					○			
1-8.事業予算の管理			○		○			○
1-9.会議体運営支援			○		○		○	○
1-10.地元・関係機関協議支援			○		○			○
1-11.事業間の調整			○		○			○
1-12-1.工事の発注計画			○		○			○
1-12-2.工事の入札契約事務支援								○
(2)設計管理								
2-1.設計工程の管理				○	○			○
2-2.設計履行の管理				○	○			○
(3)工事管理								
3-1.工事工程や履行状況の把握・助言			○		○			
3-2.設計変更支援			○		○			
(4)打合せ	○							
(5)報告書の作成	○							
事業のフェーズ	詳細設計/工事/修正設計						未抜柱	詳細設計

業務工程（案）

対象事業	業務項目	業務内容		R7年度										R8年度											
				8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
電 線 共 同 溝 事 業	(1)事業管理	1-1	計画・準備																						
		1-2	課題の抽出・整理																						
		1-3	事業リスクの検討																						
		1-4	事業計画の改善・立案																						
		1-5	事業進捗の管理																						
		1-6	対応方針の立案																						
		1-7	地下埋設物の非破壊調査																						
		1-8	事業予算の管理																						
		1-9	会議体運営支援																						
		1-10	地元・関係機関協議支援																						
		1-11	事業間の調整																						
		1-12-1	工事の発注計画																						
	(2)設計管理	2-1	設計工程の管理																						
		2-2	設計履行の管理																						
(3)工事管理	3-1	工事工程や履行状況の把握・助言																							
	3-2	設計変更支援																							
国 道 4 7 号 放 出 共 同 溝 事 業	(1)事業管理	1-1	計画・準備																						
		1-2	課題の抽出・整理																						
		1-3	事業リスクの検討																						
		1-4	事業計画の改善・立案																						
		1-5	事業進捗の管理																						
		1-6	対応方針の立案																						
		1-8	事業予算の管理																						
		1-9	会議体運営支援																						
		1-10	地元・関係機関協議支援																						
		1-11	事業間の調整																						
		1-12-1	工事の発注計画																						
		1-12-2	工事の入札契約事務支援																						
	(2)設計管理	2-1	設計工程の管理																						
		2-2	設計履行の管理																						
(4)打合せ（着手時、中間（月2回）、納品時）																									
(5)報告書の作成																									
CM業務の体制				非常駐										常駐											

成果品の製作イメージ

DVD-R

○-R

委託名称：○○○○○○○○○○○○業務委託
(○○/○○)
完成年月：令和○○年○○月

発注者名：大阪市建設局道路河川部道路課
受注者名：○○○○○○○○
ウイルスチェック：○○○○○○○

令和○○年○○月○○日版
令和○○年○○月○○日チェック

A4 ファイル

	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 業務委託 ○年○月	委託名称 : ○○○ 完成年月日 : ○○○○
--	--	--------------------------------